２）早明浦ダム再生事業上流仮締切設備工事（以下「本工事」という。）
・工事内容　説明書のとおり。
・予定工期　工事請負契約締結の翌日から令和10年５月31日まで

⑸　工事概算数量　早明浦ダム上流仮締切設備の製作・輸送・据付・移設・取り外し等１式

⑹　その他

①　「早明浦ダム再生事業上流仮締切設備工事、早明浦ダム再生事業上流仮締切設備工事に係る設計業務」（以下「本件」という。）は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と本業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき工事価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に、本工事の契約を締結する設計交渉・施工タイプの試行工事である。

②　本件は、技術提案書を提出した者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者と本工事の価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降、交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

③　総価契約単価合意方式

１．本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

２．本方式の実施方式としては、

イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、１．の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

３．受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、本工事契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

４．その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（水資源機構ホームページの「入札・契約情報／契約に関する内部規程集」に記載）によるものとする。

④　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑤　本件に係る手続き、契約及び技術提案の詳細は、説明書による。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）、事業協同組合又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であること。ただし、特定JVにおいては、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年１月５日付け独立行政法人水資源機構理事長）に示すところにより、独立行政法人水資源機構理事長から、本件に係る特定JVとしての競争参加資格（以下「特定JVとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑴　以下の各号に該当しない者であること。

①　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

②　独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本公示の日から過去２年以内に次の㋐から㋗までのいずれかに該当する事実があると認められる者

㋐　契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実

㋑　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実

㋒　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実

㋓　監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実

㋔　正当な理由なくして契約を履行しなかった事実

㋕　受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実

㋖　㋐から㋕までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実

③　機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者

④　会社更生法（平成14 年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11 年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑤　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑥　営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

⑵　機構における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、「機械設備工事」の認定を受けており、かつ、測量・建設コンサルタント等の業種区分「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。

⑶　本公示時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、本業務の見積徴取時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

なお、本公示時に特定ＪＶとしての資格の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、本業務の見積徴取時において、特定JVとしての資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。

⑷　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。

⑸　経常ＪＶ及び事業協同組合又は特定JVとして確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体又は他の特定JVの構成員として確認申請書等を提出することはできない。

⑹　説明書に記載する条件を満たす施工実績を有していること。

⑺　説明書に記載する条件を満たす設計技術者（以下「配置予定設計技術者」という。）を本業務の契約締結の翌日から本業務に配置できること。

⑻　説明書に記載する条件を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本工事に専任として配置できること。特定ＪＶによる申請の場合は、構成員ごとに配置予定技術者を専任で配置すること。

⑼　本工事は、特例監理技術者の配置は認めない。

⑽　確認申請書等の提出期限から本業務の見積徴取時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）」に基づき、吉野川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。